

小 諸 市
自動販売機設置事業者募集要領
(都市公園)

令和8年2月

小諸市産業振興部懐古園事務所

目 次

1. 設置事業者決定までの概要	1
2. 入札参加資格要件	2
3. 設置条件等	3
4. 募集から自動販売機設置までの手続き	5
5. 物件概要	9
6. 問い合わせ先	9

(様式)

入札参加申込書 (様式第1号)	10
業務実績書 (様式第2号)	11
誓約書 (様式第3号)	12
委任状 (様式第4号)	13
質問書 (様式第5号)	14
入札書 (様式第6号)	15
都市公園施設設置許可申請書 (様式第1号 (第2条関係))	16
売上報告書 (様式第7号)	17

(参考)

契約書 (案)	18
---------	----

小諸市は、都市公園（小諸公園）に自動販売機（飲料水等）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により募集します。

本募集は、利用者の利便性向上を目的として、都市公園法、小諸市都市公園条例等関係法令に基づく許可（以下「設置許可」という。）をし、都市公園における自動販売機の設置及び管理運営を実施していただくものです。

なお、入札への参加を希望される方は、本募集要領および仕様書の内容を承知した上で参加してください。

1. 設置事業者決定までの概要

(1) 募集要領の配布	令和8年2月18日（水）から	市ホームページに掲載します。
(2) 質問の受付	令和8年2月27日（金）午後5時まで	電子メールで送信してください。
(3) 質問への回答	令和8年3月3日（火）	左記期日までに市ホームページに掲載します。
(4) 入札参加申込書の受付	令和8年3月6日（金）午後5時まで	持参又は郵送で受け付けます。
(5) 入札参加資格審査	令和8年3月9日（月）	左記期日までに入札参加資格審査結果通知書を発送します。
(6) 入札	令和8年3月17日（火）午前10時	市役所3階第3会議室で行います。
(7) 開札	入札後直ちに行います。	
(8) 契約	落札決定から5日以内	
(9) 設置許可申請	契約締結後	懐古園事務所へ提出
(10) 自動販売機の設置	令和8年4月1日（水）以降	公園使用料は、4月1日から発生します。

2. 入札参加資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 小諸市暴力団排除条例（平成 23 年小諸市条例第 28 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団関係者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (3) 公共の安全若しくは公共の福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全若しくは公共の福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 市区町村税、県税（法人事業税）、国税（法人税、消費税、地方消費税）を滞納していないこと。
- (6) 入札日までの過去 3 年間に、国又は地方公共団体が所有する施設に種類及び規模について同程度以上の自動販売機を設置した実績を有すること。
- (7) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

3. 設置条件等

(1) 設置期間

設置許可期間は、令和8年4月1日から令和10年1月31日とし、自動更新はしないものとします。契約期間内であっても、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者（借受者）が許可条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、契約を解除することができるものとします。

(2) 設置許可

都市公園に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号で定められている公園施設の「売店」に該当し、都市公園法第5条第1項に基づき、本市が設置事業者に対し自動販売機の設置を許可します。設置にあたっては、都市公園施設設置許可申請書（小諸市都市公園条例施行規則 様式第1号）に必要な書類を添えて、申請手続きを都市計画課にて行っていただきます。

許可に伴う公園使用料は、設置面積に1㎡1年当たり500円を乗じた金額となります。市（懐古園事務所）が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。

なお、使用料は、市が公用、公共用に供するため契約を解除する場合のみ、既に納入された使用料のうち、未経過期間分を日割り計算により還付するものとします。

(3) 売上手数料

前記「2. 入札参加資格要件」を満たした応募者の方から、売上手数料率に関する入札書を提出いただき、本市が設定する最低手数料率以上で、最も高い手数料率を入札いただいた方に、自動販売機の設置を許可いたします。

売上手数料は、自動販売機の毎月の売り上げの合計額（税込）に、落札した売上手数料率を乗じた金額となります。

売上手数料の納入については、各月ごとの売上数、売上実績額（税込）を当該月の翌月10日までに報告いただき、当該月の翌月末までに市の指定する口座に振り込んで下さい。なお、振込手数料は設置事業者の負担とします。

（例）売上手数料（4月分）＝4月の売上額（消費税相当額含む。）×〇〇.〇％
5月10日までに売り上げを報告 5月31日までに売上手数料を納入

(4) 光熱費及びその他必要経費

自動販売機の設置及び管理に要する電気料は、公園使用料、売上手数料とは別に、市が通知するところにより設置事業者が市に対し支払うものとします。電気料は、自動販売機が設置される公園の電気料単価（物件毎の電力会社の単価による）に自動販売機の消費電力量を乗じたものとします。消費電力量については、毎月末日（最終年度について

は期間満了日)の電力量計(子メーター)の値を市に報告していただき、この値をもとに電気料を算出します。半年ごとに発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。

子メーター(計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの)は、設置事業者の負担においてを設置するものとします。

また、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費についても設置事業者の負担とします。

(5) 自動販売機の仕様及び台数等

別紙仕様書のとおり。

(6) 自動販売機の設置及び管理

① 安全対策

ア 自動販売機の設置にあたり、設置事業者は、「自動販売機の据置基準」(JIS規格)及び「自動販売機据置基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)を遵守し、安全確保のための措置を講じるものとします。

また、設置後も保守業務を随時行い、利用者に不便が生じないよう自動販売機の機能維持に努めてください。

イ 販売商品の安全性確保のため、設置事業者は、賞味期限等に留意して販売商品の管理を適切に行うものとします。

② 商品補充・変更

商品の補充及び変更は、設置事業者が行うものとします。また、販売商品に起因する事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において誠実に対応してください。

③ 売上金の回収及びつり銭の補充

売上金の回収及びつり銭の補充は、設置事業者が行うものとします。

④ 売上本数等の報告

設置事業者は、自動販売機の売上本数及び売上金額を毎月市に報告するものとします。また、市は、当該数値を決算報告や次回公募時等の参考資料として公表する場合があります。

⑤ 事故・故障時の対応

自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとします。設置する自動販売機には、故障時等の連絡先を明記してください。

⑥ 使用済み容器の回収

ア 設置事業者は、使用済み容器回収ボックスを、設置事業者の負担で設置するものとします。

イ 使用済み容器の回収は、設置事業者が行い、回収ボックスから容器があふれたり、臭気等で不衛生な状態とならないよう、回収の頻度等について考慮し適切な維持管理に努めてください。

ウ 使用済み容器は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等に基づき、適切に処理してください。

(7)原状回復等

設置事業者は、設置許可期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置事業者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費、その他一切の費用について、市に対し補償を請求することができないものとします。

(8)禁止事項

設置許可以降、設置許可期間満了までの間は、以下の事項を禁止します。

- ① 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸すること。
- ② 自動販売機の設置及び管理運営に必要な業務を第三者に委託すること。
- ③ 酒類の販売を行うことはできません。

4. 募集から自動販売機設置までの手続き

(1)募集要領の配布

募集要領その他関係書類は、令和8年2月18日（水）から市ホームページに掲載します。

(2)質問の受付

①提出方法

質問書（様式第5号）を電子メールで送信してください。

【メールアドレス】 keiyaku@city.komoro.nagano.jp

②提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時

(3)質問への回答

令和8年3月3日（火）までに市ホームページに掲載します。

(4)入札参加申込書の受付

入札参加希望者は、後記③の書類を持参又は郵送その他確実な方法により提出してください。提出期限内に到着した申込書のみ受け付けます。

① 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで

② 提出先

〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号 小諸市役所財政課契約財産係

③ 提出書類

	提出書類	法人	個人	備考
ア	入札参加申込書（様式第1号）	○	○	
イ	商業登記簿謄本	○	△	現在事項全部証明書
ウ	身分証明書	△	○	本籍地市区町村長発行
エ	市区町村税の納税証明書	○	○	課税されている全ての税 委任されている場合は委任先の納税証明書
オ	都道府県税の納税証明書	○	△	法人事業税 委任されている場合は委任先の納税証明書
カ	国税の納税証明書 （法人税、消費税、地方消費税）	○	○	法人（その3の3） 個人（その3の2）
キ	業務実績書（様式第2号）	○	○	
ク	誓約書（様式第3号）	○	○	
ケ	設置予定の自販機のカタログ	○	○	
コ	委任状（様式第4号）	△	△	支店等へ権限を委任する場合
サ	許認可等を証する書類	△	△	該当する場合

※ イ～カは、発行後3か月以内のものとし（写し可）。

※ 納税証明書は、本店又は委任先所在地の直近の営業年度のものを提出してください（納税義務があるもの）。

※ 複数物件に参加希望の場合も、提出書類は応募者ごとに1組で構いません。

※ 提出書類は返却しません。

(5)入札参加資格審査

提出書類の審査を行い、令和8年3月9日（月）までに入札参加資格審査結果通知書を参加希望者に発送します。

(6)入札

① 日時及び会場

令和8年3月17日（火）午前10時 市役所3階 第3会議室

② 入札書の提出

入札参加資格審査結果通知書に同封の入札書を使用し、会場で提出してください。
電話、電報、ファクシミリ及びインターネットによる受付は行いません。

③ 入札売上手数料率

入札売上手数料率は少数第1位までを入札書に記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札売上手数料率が最も高い手数料率を入札いただいた方とします。

④ 入札書の無効

次に掲げる入札書は無効とします。

- ア 入札参加資格のない者が行った入札書
- イ 同一人が提出した2通以上の入札書全部
- ウ 不正行為による入札書
- エ 入札売上手数料率その他記載事項が明らかでない入札書
- オ 入札売上手数料率を訂正し又は記名押印を欠いた入札書
- カ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- キ 最低手数料率を下回る手数料率での入札書

⑤ その他

- ア 入札は、物件番号順に個別に行うものとします。
- イ いったん提出した入札書は、その理由の如何を問わず書換え、引換え、撤回することはできません。
- ウ 入札保証金は、免除します。

(7)開札

①日時及び会場

入札会場において入札後直ちに行います。

②落札者の決定

- ア 有効な入札書を提出した者のうち、最高の入札売上手数料率をもって入札を行った者を落札者とします。
- イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者によるくじ引きで落札

者を決定します。

【再度の入札】

(ア) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。

(イ) 再度入札は、1 回のみ行います。

(ウ) 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。

(エ) 再度の入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高の入札売上手数料率を上回る手数料率で入札して下さい。上回らない入札は無効となります。

(オ) 再度の入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高の入札売上手数料率をもって入札した方と協議し、入札書（様式第 6 号）の提出を受け、本市が設定する最低手数料率以上の手数料で契約の相手方を決定し、随意契約することがあります。

③落札者の決定取消し

落札者が下記のいずれかに該当する場合、落札者としての資格を取り消します。

ア 正当な理由なくして所定の期日までに契約を締結しない場合

イ 落札後に、落札者の提出書類等に虚偽の記載があったことが判明した場合

ウ 設置事業者として相応しくないと市が判断した場合

(8) 契約

設置事業者は、落札決定の日から5日以内に市と契約（別紙契約書（案））を締結するものとします。

市は、前記(7)③で落札決定を取り消したときは、有効な入札をした次順位の者と随意契約の交渉を行います。

契約保証金は、免除します。

(9) 設置許可申請

設置事業者は、前記(8)の契約締結後、速やかに都市公園施設設置許可申請書（小諸市都市公園条例施行規則 様式第 1 号）を懐古園事務所へ提出してください。

(10) 自動販売機の設置

設置事業者は、別紙仕様書に示された期日までに自動販売機を設置してください。なお、公園使用料は、令和8年4月1日（水）から発生します。

5. 物件概要

(1) 設置場所及び面積

物件番号	施設名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積
1	小諸城址懐古園	小諸市丁 311 番地	懐古園第1駐車場 乗務員休憩所横	別紙のとおり	2.00 m ²

- ※ 自動販売機の設置場所や仕様等の詳細については、別紙仕様書のとおり。別紙仕様書に関する詳しいお問い合わせは、後記6(1)のとおり。
- ※ 設置許可面積には、転倒防止器具・放熱余地・子メーター設置部分を含みます。回収ボックスの設置に要する面積は含まれていません。回収ボックスの設置場所は、自動販売機付近の設置となりますが、詳細は物件ごとに小諸市の担当者と協議して決定します。
- ※ 複数応募は可能です。
- ※ 公園区域外の自動販売機の設置状況については、市は把握していません。

6. 問い合わせ先

(1) 設置場所や仕様に関すること 【懐古園事務所】

384-0801 小諸市丁 311 懐古園事務所

電話 0267-22-0296

ファクス 0267-25-0296

Eメール kaikoen@city.komoro.nagano.jp

(2) 入札に関すること【財政課】

384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号 財政課契約財産係

電話 0267-22-1700 (内線 2343)

ファクス 0267-23-8766

Eメール keiyaku@city.komoro.nagano.jp

(様式第1号)

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛て先) 小 諸 市 長

申 込 者
住所 (所在地)
商号又は名称
代表者氏名

㊟

小諸市自動販売機設置事業者募集にかかる一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

記

提出書類

下記の「確認」欄に○表示がある書類を提出します。

確認	提出書類	法人	個人	備 考
	ア 入札参加申込書 (様式第1号)	○	○	
	イ 商業登記簿謄本	○		現在事項全部証明書
	ウ 身分証明書		○	本籍地市区町村長発行
	エ 市区町村税の納税証明書	○	○	課税されている全ての税
	オ 都道府県税の納税証明書	○		法人事業税
	カ 国税の納税証明書 (法人税、消費税、地方消費税)	○	○	法人 (その3の3) 個人 (その3の2)
	キ 業務実績書 (様式第2号)	○	○	
	ク 誓約書 (様式第3号)	○	○	
	ケ 設置予定の自販機のカatalog	○	○	
	コ 委任状 (様式第4号)	△		支店等へ権限を委任する 場合
	サ 許認可等を証する書類	△	△	該当する場合

※ 提出する書類について、「確認」欄に○を記入してください。

(様式第2号)

業 務 実 績 書

令和 年 月 日

(宛て先) 小 諸 市 長

申 込 者

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

過去3年間における、国又は地方公共団体が所有する施設への自動販売機設置の実績は下記のとおりです。

記

設置施設の名称等	所在地	設置台数	設置期間
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日

(様式第3号)

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛て先) 小 諸 市 長

申 込 者

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

⑩

小諸市自動販売機設置事業者募集にかかる一般競争入札参加にあたり、下記の事項を誓約します。

。

記

- 1 募集要領2に定める入札参加資格要件を全て満たしており、申請にかかる提出書類の全ての事項は事実と相違ありません。
- 2 これらが事実と相違することが判明した場合には、貴市が行う一切の措置に対して異議の申立てはいたしません。
- 3 入札には、募集要領及び仕様書の記載事項を承知した上で参加します。

(様式第4号)

委 任 状

令和 年 月 日

(宛て先) 小 諸 市 長

代 理 人

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

小諸市自動販売機設置事業者募集にかかる入札参加申込及び入札書の提出並びに契約の締結及び履行に関する一切の権限

委 任 者

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第5号)

質 問 書

令和 年 月 日

(宛て先) 小 諸 市 長

質問者

商号又は名称

(担当者:)

小諸市自動販売機設置事業者募集にかかる一般競争入札について、下記のとおり質問します。

物 件 番 号	質 問 内 容

(様式第6号)

第 回

入 札 書

令和 年 月 日

小諸市長 小泉俊博 様

入札人

住 所

商号又は名称

代表者氏名

縦覧に供せられた小諸市自動販売機設置事業者募集（都市公園）の募集要領及び仕様書等の記載事項を熟覧し、承諾した上で下記のとおり入札します。

記

物件番号	入札売上手数料率
	● %

(注意事項)

契約を希望する売上手数料の率を、小数点第1位まで記入してください。

様式第1号 (第2条関係)

都市公園施設設置許可申請書(更新)

年 月 日

(あて先)小諸市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり公園施設設置の許可を申請します。

記

都 市 公 園 の 名 称	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
設 置 の 場 所	
公 園 施 設 の 構 造	
公 園 施 設 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	
備 考	
添 付 書 類	設計書、仕様書、図面 (位置図・平面図・立面図等)

(様式第7号)

売上報告書 (令和○年○月分)

令和 年 月 日

小 諸 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

標記の件について、下記のとおり報告します。

1 売上実績

物件 番号	公園名	設置場所	販売実績	売上本数
			円	本
			円	本
			円	本

2 消費電力量

物件 番号	電力量計 前回示数	電力量計 今回示数	消費電力量
	kw (検針日 年 月 日)	kw (検針日 年 月 日)	kw
	kw (検針日 年 月 日)	kw (検針日 年 月 日)	kw
	kw (検針日 年 月 日)	kw (検針日 年 月 日)	kw

3 その他報告事項

都市公園の自動販売機設置契約書（案）

小諸市（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、乙が甲の都市公園の設置許可に基づき設置する自動販売機（以下「自販機」という。）による販売に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（設置許可物件および売上手数料率）

第2条 設置許可物件および売上手数料率は、以下のとおりとする。

物件番号	公園名	設置場所	設置面積	設置台数	売上手数料率
			m ²	1台	%
			m ²	台	%

（指定用途等）

第3条 乙は、前条の設置許可物件を自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 乙は、設置許可物件を指定用途に使用するにあたっては、小諸市自動販売機設置事業者募集要領（都市公園）及び小諸市自動販売機設置一般競争入札物件別仕様書（都市公園）に記載された事項を遵守しなければならない。

（設置許可期間）

第4条 設置許可期間は、令和8年4月1日から令和10年1月31日までとする。

2 自動販売機の設置及び撤去の日は、甲及び乙にて協議の上、設置許可期間内で甲が指定する日（以下「指定期日」という。）とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める設置許可期間の満了時において、本契約の更新（使用の継続によるものを含む。）又は設置許可期間の延長は行わないものとする。

（公園使用料）

第6条 公園使用料は、設置面積に1m²1年当たり500円を乗じた額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、甲の指定する期日までに、小諸市都市公園条例（昭和56年小諸市条例第30号）第20条の規定に基づき、都市公園施設設置許可申請書（小諸市都市公園条例施行規則様式第1号）の提出を行わなければならない。

3 乙は、公園使用料の支払いについて、契約期間中の年度ごとに甲の発行する納入通知書により、指定された納入期限までに納入しなければならない。ただし、設置許可の期間が1年に満たない場合は、月割計算により支払うこととし、その額が100円に満たないときは100円とする。

（売上手数料）

第7条 乙は売り上げに応じて甲に収める手数料（以下、「売上手数料」という。）を納入しなければならない。

2 売上手数料の率（以下、「売上手数料率」という。）は、第2条のとおりとする。

3 売上手数料は、自動販売機の売上実績額（税込）に第2条に規定する売上手数料率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

4 乙は、自動販売機に係る各月ごとの売上数、売上実績額（税込）を当該月の翌月10日までに書面もしくはメール等により甲に報告するものとする。

5 乙は、各月ごとの売上手数料を当該月の翌月末日までに、甲の指定する口座に納入しなければならない。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（電気料金の支払い）

第8条 自動販売機の設置・運営に必要となる電気料金については、乙が負担するものとする。

2 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機に、電気の使用量を測定する子メーターを設置するものとする。

3 甲は、本件自動販売機が設置された施設（公園）全体の電気使用料の単価に基づき、子メーターの表示から本件自動販売機が使用した電気使用料を算出し、乙に対し納入通知書を発行する。

4 乙は、前項の納入通知書の定める日までに、電気料金を納入しなければならない。

5 乙は、各月の末日に子メーターの値を確認し、当該月の翌月10日までに書面もしくはメール等により甲に報告するものとする。

（延滞金）

第9条 乙は、第6条、第7条及び第8条に基づき、甲が定める納入期限までに公園使用料、売上手数料及び電気料金（以下「公園使用料等」という。）を納入しなかったときは、甲に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ、納付すべき公園使用料等相当額に対し、年14.6パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満である

ときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

- 4 乙が公園使用料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が公園使用料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(費用負担)

- 第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去、原状回復に要する費用は、乙の負担とし、甲に対し費用の補償を求めることはできない。

(物件の引渡し)

- 第11条 甲は、第4条に定める設置許可期間の初日に、設置許可物件をその所在する場所において、乙に対し引渡すものとする。

(契約不適合)

- 第12条 乙は、本契約の締結後、設置許可物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、甲に対し、公園使用料等の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合にあっては、この限りではない。

- 2 乙は、設置許可物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の公園使用料等の減免を請求することができる。

(維持管理義務)

- 第13条 乙は、設置許可物件を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

- 2 乙は、設置許可物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に対し通知しなければならない。

(維持補修)

- 第14条 甲は、設置許可物件の維持補修の責任を負わない。

- 2 設置許可物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(第三者に対する損害賠償義務)

- 第15条 乙は、設置許可物件を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

- 2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、甲は、乙に対し当該賠償費用について求償することができる。

(権利譲渡等の禁止)

- 第16条 乙は、設置許可物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(届出事項)

- 第17条 乙は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに甲に対し届け出を行

わなければならない。

- (1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 乙の地位について合併又は分社化等による包括承継その他の変動が生じたとき。

(商品の盗難又は毀損)

第18条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及び毀損または停電等による売り上げの減少等について、甲の責に帰すことが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(売上本数等の報告)

第19条 乙は、設置許可期間中、必要に応じて設置許可物件の使用状況及び売上状況等について自動販売機の売上本数及び売上金額を甲に報告しなければならない。

2 前項の報告は、毎月1日から末日までの実績について、甲が指示する方法により翌月10日までに行うものとする。

3 甲は、前2項に定めるほか、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地調査することができる。

この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため、設置許可物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（参加申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。

(2) 公園使用料等その他債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

(3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上設置許可物件を使用しないとき。

(7) 甲の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。

(8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等

により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(11) 設置許可物件及び設置許可物件が所在する公園等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(中途解約)

第 21 条 乙は、甲に対して、書面による通知を行うことにより、本件設置許可期間内であっても、本件設置許可の解約を申し入れることができる。

2 前項の解約申し入れがなされた場合には、本件設置許可は解約申し入れがあった日から 6 か月を経過した月の末日をもって終了する。

(契約の失効)

第 22 条 天変地異により、設置許可物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

2 前項により本契約が失効した場合、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

(設置許可物件の返還)

第 23 条 前 3 条の規定による契約の解除・失効及び設置許可期間が満了したときは、乙は、直ちに設置許可物件をその所在する場所において、甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第 24 条 設置許可期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、乙は自己の費用をもって設置許可物件の上に存する工作物その他乙が本件公有財産に付属させたものを撤去し、設置許可物件を原状回復しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 乙は、原状回復後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 本契約が終了したにもかかわらず、乙が設置許可物件を返還しない場合は、本契約の翌日から設置許可物件の明け渡し完了までの間、乙は甲に対して公園使用料等相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別に、その損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 25 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が、第 20 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 26 条 第 23 条の規定により設置許可物件を返還する場合において、乙が設置許可物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず、乙が設置許可物件に対し施した造作については、本契約

の終了の場合において、乙は甲に対しその買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第 27 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 28 条 本契約について訴訟等を行う場合は、小諸市を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 29 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、甲乙双方の協議により決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 小諸市相生町三丁目 3 番 3 号
小 諸 市
小 諸 市 長 小 泉 俊 博 

乙